

第三次前橋市違反広告物是正指導計画

都市計画部都市計画課

1 目的

まちの景観を美しくするためには、まちの中に屋外広告物が乱立することなく、適切な表示・設置がなされるよう規制・誘導していくことが求められます。そこで本市では、市内の主要路線を是正指導路線と定め、違反広告物を表示・設置している広告主や屋外広告業者に対して計画的な是正指導を進めてきており、一定の効果を上げることができました。そうしたことから、第一次及び第二次計画に引き続き、第三次是正指導計画を定め、屋外広告物の表示・設置の適正化をすすめることで、良好な景観形成を推進することを目的とします。

2 是正指導方針

「広報まえばし」及び市ホームページ等により市民や屋外広告業者に周知を図った後に、計画的に是正指導を実施します。

是正指導を実施する路線の屋外広告物について実態調査を行い、違反広告物に対しては、前橋市違反広告物是正指導事務処理要領に基づき指導していきます。

是正指導に当たっては、前計画で実施した幹線道路についても引き続き是正指導を行うとともに、本市景観計画の都市軸に位置づけられた他の幹線道路にも範囲を拡大し、計画的に実施します。

また、本計画期間終了後も、市内の幹線道路を中心に是正指導を継続していきます。

3 計画期間

4 か年（令和5年度～令和8年度）

4 是正指導路線

(1) 新規実施路線

路線名	区間
(主) 前橋大間々桐生線	千代田町交差点～市域（桐生方面）
(主) 前橋館林線	本町三丁目交差点～市域（館林方面）
(主) 前橋安中富岡線～(一) 足門前橋線	千代田町三丁目交差点～市域（高崎方面）
国道17号上武道路	市域（伊勢崎方面）～市域（渋川方面）

(2) 継続実施路線

国道17号、国道50号、(主)前橋赤城線、(主)前橋長瀬バイパス、(主)前橋停車場線、(都)東部環状線、(都)南部大橋線、(都)西部環状線、(都)前橋箕郷線、(都)大友町西通線、(主)高崎駒形線、(主)藤岡大胡線、国道353号

(3) その他

- ・上記路線のほか、市民等から違反広告物に関する通報等があった場合は随時対応します。
- ・第一次計画は平成24年度から平成27年度まで、第二次計画は平成30年度から令和3年度までの、各々4ヶ年に渡り実施しました。

5 指導実施区域及び年次

(1) 令和5年度実施区域

- | | | |
|------|-----------------------|---------------------|
| 【新規】 | (主) 前橋安中富岡線～(一) 足門前橋線 | 千代田町三丁目交差点～市域(高崎方面) |
| | 国道17号上武道路 | 市域(伊勢崎方面)～亀泉町交差点 |
| 【継続】 | 東部環状線 | 全線(市内) |

(2) 令和6年度実施区域

- | | | |
|------|-------|-----------------|
| 【新規】 | 上武道路 | 亀泉町交差点～市域(渋川方面) |
| 【継続】 | 西部環状線 | 元総社町交差点～国道17号 |

(3) 令和7年度実施区域

- | | | |
|------|------------|----------------|
| 【新規】 | (主) 前橋館林線 | 国道50号～市域(館林方面) |
| 【継続】 | (主) 前橋停車場線 | 前橋駅～国道50号 |

(4) 令和8年度実施区域

- | | | |
|------|--------------|---------------------|
| 【新規】 | (主) 前橋大間々桐生線 | 千代田町三丁目交差点～市域(桐生方面) |
| 【継続】 | 国道50号 | 全線(市内) |

※【継続】に位置づけている路線は、その年度に重点的に実施するもの。(その他の継続実施路線についても随時対応する。)

6 継続実施路線

※第一次、第二次計画実施において、未対応である屋外広告物に対し継続して是正指導を実施する。

路線名	区間
(主)前橋赤城線	(都) 東部環状線から赤城大沼
国道 17 号	関越自動車道前橋 IC～県庁前通り～市域
国道 50 号	本町二丁目五差路～上武道路
(主)前橋長瀬バイパス	表町一丁目交差点～市域
(都) 東部環状線・(都) 南部大橋線・ (都) 西部環状線	全線
(都) 前橋箕郷線	国道 17 号～(都) 大友町西通線
(都) 大友町西通線	国道 17 号～(都) 前橋箕郷線
(主)前橋停車場線・(主)前橋赤城線	前橋駅～中央前橋駅
(主)高崎駒形線	前橋市域界～東善町交差点
(主)藤岡大胡線	東善町交差点～小島田町交差点

7 今後のスケジュール

- 1月中旬 建設水道常任委員会への報告
 報道機関への周知
 ホームページへの掲載
- 2月1日号 広報まえばしへの掲載
- 3月中旬～ 是正指導対象路線における違反広告物の実態調査 ※調査が済み次第、広告物照会を行う。